

特集2

「市民協働」と 「市民参加」

～自分のまちは、
自分でつくる～

町内会、教育現場、市民活動。
それぞれの分野でまちづくりをがんばる
3人に聞きました。

「まちづくりの醍醐味
って何ですか？」

醍醐味
その2

自分が生まれ育ったまち
のために何かできる

福釜で生まれ育って、会社勤めの傍ら、青年団、町内会とずっとまちづくりに関わってきました。それが自然のことだったし、仕事もまちづくりも同じぐらい自分の人生にとって大切なことになりました。これからは福釜のためにがんばりますよ。

醍醐味
その1

町内盆踊りを
協働で盛り上げる！



1500人を集める盆踊りを毎年開催
神谷和明さん 福釜町公民館長

醍醐味
その2

どの子もめっちゃ
かわいい

僕自身は東山中学校出身。3年生の頃の担任の先生は、常に「君達はどう思う？」と問いかけ、生徒の自主性を大切にしてくれました。次は僕が安城でそんな先生になって、子ども達の可能性を伸ばしてあげたいんです。勉強が苦手な子や落ち着いて授業を受けられない子等、様々な子がいます。でも、どの子もめっちゃかわいいです！

醍醐味
その1

子ども達に楽しく
学校に通ってもらおうぞ！



身近な頼れるお兄ちゃん
藤田遼一さん 安城中部小学校・小学2年生

醍醐味
その2

オーダーメイドの
サポートをする！

今は市民交流センターの職員です。市民団体が活動の目的を達成できるように、活動にピッタリな情報や他団体の紹介等を行っています。市民活動って長期的な視点が必要。じっくり強力的にサポートしますよ。

醍醐味
その1

おもしろいこと、ために
なることをシェアしたい



市民活動のコンシェルジュ
増田貴子さん 市民交流センタースタッフ

「市民協働」とは、市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することです。
「市民参加」とは市民が市政に主体的に参加すること。どちらも自分達のまちをより元気に、より住みやすくしていくためには必要不可欠なことです。
「市民協働」と「市民参加」それぞれについてご紹介します。



町内会・自治会活動

市内81の町内会・自治会では、防災、環境美化、福祉活動、子育て支援活動等、様々な取り組みを行っています。

「人と地域のつながり」「人と人とのつながり」を通して、地域で支えたり支えられたりしながら、市と町内会・自治会との協働によるまちづくりを進めています。

福釜町内盆踊り



城南町見守り活動

学校での活動

将来、教員等子どもにかかわる仕事に就きたいと考えている大学生・短期大学生・大学院生等が学生ボランティアとして、地域の子ども達の学校生活をサポートしています。



将来、教員等子どもにかかわる仕事に就きたいと考えている大学生・短期大学生・大学院生等が学生ボランティアとして、地域の子ども達の学校生活をサポートしています。

NPOや市民活動団体のサポート拠点

安城市民活動センター(安城市民交流センター内)では、市民が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや、活動のネットワークを広げられるよう市民活動のサポートをしています。気軽に利用してください。



安城市民活動センター(安城市民交流センター内)では、市民が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや、活動のネットワークを広げられるよう市民活動のサポートをしています。気軽に利用してください。

[市民活動センターでできること]

- 登録団体の活動紹介、メンバー募集・イベント等についての情報提供
- 活動に関する相談、他団体とのマッチング
- 登録団体になると、打合せや講座開催が可能なスペース、チラシ作成が可能な設備等も無償で利用可能

※市民交流センター(☎71)0601) 2階の会議室や多目的室、調理実習室は、登録団体以外の人も会議や研修等に有償で利用できます。

[学生ボランティアのサポート内容]

- 教師が行う授業の補助、教材の作成補助
- 理科の実験や、家庭科・技術科・音楽・体育等実技面の補助
- 校舎内の掲示や施設の補修、校内の草刈り
- 運動会等の行事の手伝い

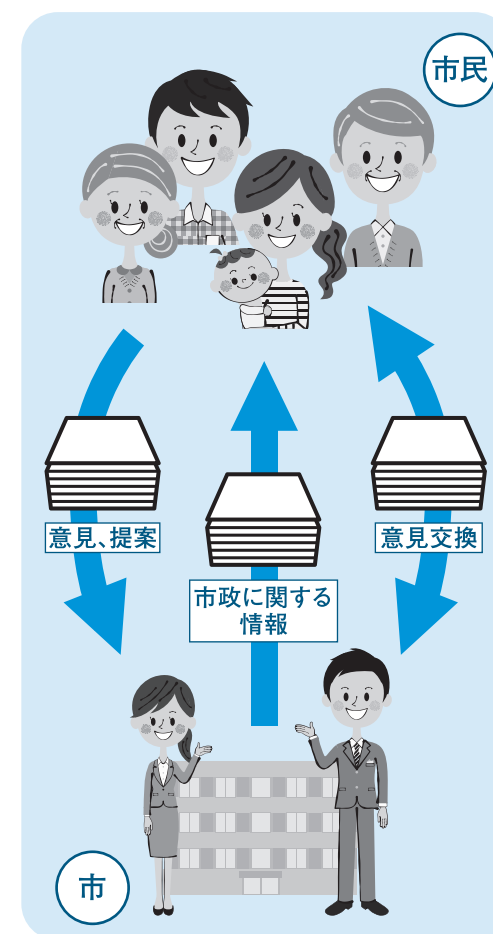
※学生ボランティアに興味のある人は、学校教育課(☎71)2254)へ。

02 市民参加

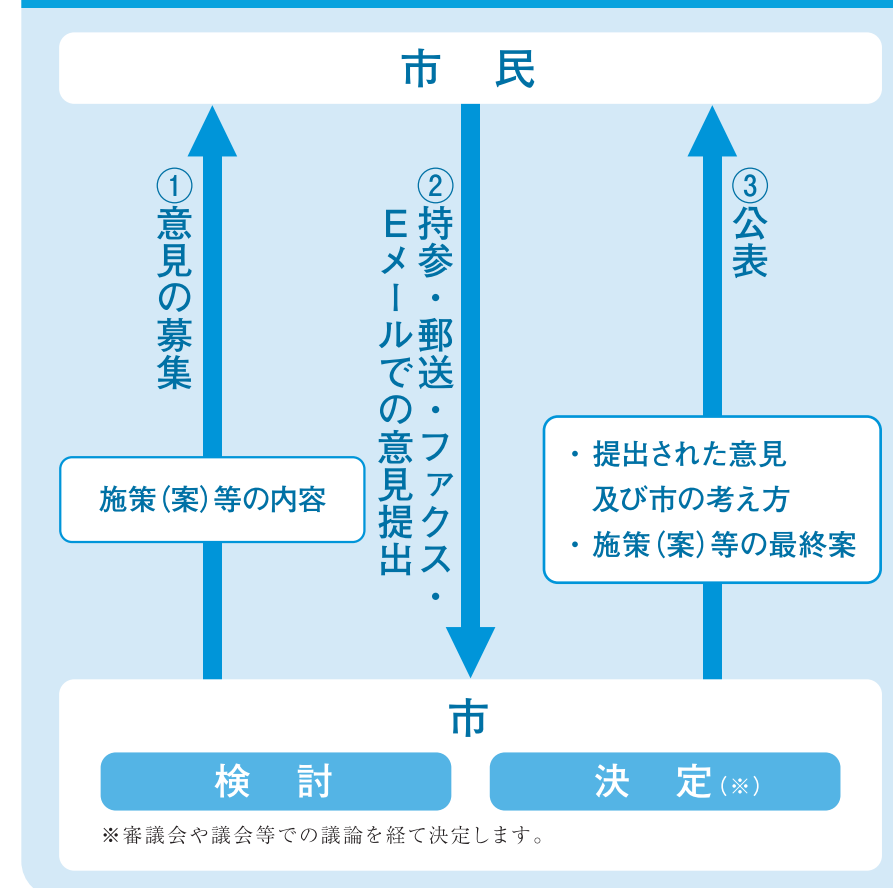
安城市は「市民が主役の自治の実現」を目指しています。市民は市政への参加について、様々な方法で意見や提案をすることができます。皆さんの意見等を市へ届けることで、ぜひ市政に参加してください。

安城市市民参加条例で規定する市民参加の対象

- ① 市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- ② 総合計画又は市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- ③ 広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ④ 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更



パブリックコメントの流れ



参加方法① パブリックコメント
 施策の趣旨、目的、内容等を公表し、それに対して広く市民の意見を募り、提出された意見を参考にして施策を決定し、市民等からの意見、それに対する市の考え方を公表する一連の手続きが「パブリックコメント」です。
 市民参加の方法の多くは、直接会議

等に参加しなければなりません。パブリックコメントは持参・郵送・ファクス・Eメールで意見を提出するため、期間中であればいつでもどこでも参加できる方法です。時間的な理由で参加できない市民にとって、意見を述べる機会が確保されます。

参加方法② 審議会

審議会とは、市の施策や計画策定のために、市長の諮問に応じて専門的事項について審議する会議です。本市では約半数の審議会で、委員に公募市民が入っています。委員になると、計画等に対して審議の場で担当課に意見を伝えることができます。なお、審議会の開催予定や委員の公募については市HPに掲載しています。また、多くの審議会では傍聴することができます。



参加方法③ 市民説明会・ワークショップ

市民説明会とは、市から計画や施設の方向性等を説明し、参加者から意見を聴く手法です。ワークショップとは、地域の課題の解決に向けて市民と市が同じテーブルで話し合う手法です。自分達の意見やアイデアを計画や施設づくりに生かせる他、その後の運営等も継続して行うことができます。



ワールドカフェ

こんな方法もあります



カフェにいるようなリラックスした雰囲気の中、参加者が少人数に分かれたテーブルで市の施策や計画について自由に対話を行い、他のテーブルとメンバーをシャッフルしながら話し合いを発展させていきます。相互理解を深め、知識の共有ができる手法です。

市民協働推進会議の委員になりませんか

安城市市民協働推進計画の推進や市の市民協働に関する取組み等について、幅広く市民の意見を反映するために、市民協働推進会議の委員の一部を公募します。

- **応募資格・条件** 次のいずれにも該当する人
 - 市内在住・在勤・在学又は市内で活動する満20歳以上(4月1日現在)
 - 応募時点で本市の審議会等の委員を3つ以上兼務していない(ただし、10月31日以前に任期満了となるものを除く)
 - 平日の昼間に開催する市民協働推進会議に出席できる(2年の任期中計6回程度を予定)
- **募集人数** 3人程度
- **任期** 11月1日～2020年10月31日(2年間)
- **報酬** 会議1回の出席につき7500円
- **選考方法** 書類審査、面接(8月28日(火)午後を予定)
- **応募方法** 8月1日(水)～17日(金)午前8時30分～午後5時15分に、応募用紙を持参か郵送(必着・ファクス・Eメールで市民協働課(〒446-8501住所不要/℡(72)3741-kyodo@city.anjo.lg.jp)へ)

※応募用紙は市民協働課・市HPで配布。
 ※持参による提出の場合は(土)祝を除く。